

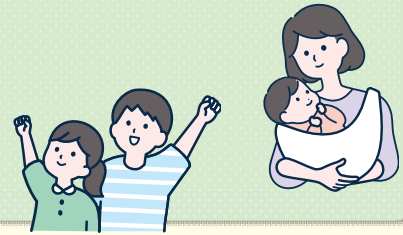


第2期川西市こども・若者未来計画 (案)

概要版

令和7年度▶▶令和11年度

令和7年〇月
川西市・川西市教育委員会



基本理念

すべてのこどもたちに最良のスタートを
～こども・若者の幸せをみんなで実現するまちづくり～

基本目標1 親と子のいのちと健康を守る

妊娠・出産・子育て期を安心して過ごせるよう、こどもと保護者の心身の健康と幸せを第一に考え、母子保健と児童福祉の両部門が連携・協働し、妊娠・出産・乳幼児の子育て期まで一貫した支援を行います。身近で気軽に相談できる体制を整え、寄り添ったサポートを行うことで子育て世帯の負担を軽減し、こどもたちの豊かで健やかな成長を支えます。

基本目標2 こどもたちを社会全体で健やかに育む

こどもたちを社会全体で育むため、地域などでこどもたちの体験の場や保護者の交流の機会を充実させます。一人ひとりのこどもを真ん中において、家庭、学校、地域、職域、その他の社会のすべての人が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら、みんなでこどもたちの育ちと子育てを応援します。

基本目標3 こどもが主体となる教育保育を提供する

こどもたちの健やかな成長のため、こども一人ひとりの安心感と信頼感が土台となり、主体性や意欲・自信・好奇心・探究心といった一人ひとりの資質・能力を育むことができるよう、すべてのこどもに対して、こどもが主体となる教育保育を実施するとともに、すべての就学前教育保育施設が連携して、質の高い教育保育環境を提供します。

さらに、希望する施設を利用できる環境をつくるため、保育所等の待機児童0の継続と、入所保留児童の減少に向けて取り組むとともに、留守家庭児童育成クラブの待機児童の解消を図ります。

基本目標4 こども・若者の健やかな成長と自立を支援する

こども・若者一人ひとりが自分らしく充実感を持って社会生活を営むことができるよう、主体的な学びや育ちを習得できる教育環境を充実させます。また、互いの個性を尊重し、つながりを大切にした協働的な学びや育ちを実現するために、異なる世代や集団と交流・体験する機会を創出します。

基本目標5 こども・若者の多様性を尊重し、困難を有するこども・若者と その家族を支援する

障がいのあるこども・若者、外国にルーツをもつこども・若者などがともに育ち学び、多様性を尊重し合える共生社会を推進します。また、こども・若者が希望を持ち社会で過ごせるよう、ひきこもり・不登校の状態にあるこども・若者や、生きづらさを抱えるこども・若者に対し必要な支援を行います。

さらに、ヤングケアラーや貧困の状態にある子育て家庭、ひとり親家庭への支援など、こどもの養育や経済面で困難を有するこども・若者、子育て家庭を支援します。

基本目標6 こども・若者の権利を守り、意見表明・参加できる機会を保障する

子どもの権利条約やこども基本法の理念に則り、こどもや若者の人権を尊重する社会づくりを進めるため、こどもの人権についての啓発や相談、支援体制を充実させます。

また、こども・若者に関する政策について、ともにまちをつくる主体としてこどもや若者などが意見表明や参加できる機会を保障し、こどもや若者の最善の利益を優先して反映します。

施策の展開

基本目標1 親と子のいのちと健康を守る

(1) 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援

① 母子保健サービスの提供

- 重点事業** ○ 産前・産後ヘルパー派遣事業実施 ○ 産後ケア事業実施
○ 母子保健と児童福祉の連携強化

(2) 保護者に寄り添った相談支援

① 相談支援の提供

- 重点事業** ○ 子育てコーディネーター事業実施



基本目標2 こどもたちを社会全体で健やかに育む

(1) 多様な子育て支援施策の提供

① 子育てに関する相談・学習機会等の拡充

- 重点事業** ○ 子育てコーディネーター事業実施【再掲】

- ② 子育て支援ネットワークの推進
③ 子育て家庭の経済的な負担の軽減



(2) 安心して過ごせる場の確保と遊びや学び、体験活動の充実

- ① こどもや保護者が安心して過ごせる場の確保
② こどもの多様な体験や学びの機会の充実

- 重点事業** ○ 学校等を活用したこどもの居場所づくり【新規】
○ 多様な学びの機会の拡充【新規】 ○ 市内中学校における部活動の社会移行の推進

基本目標 3 こどもが主体となる教育保育を提供する

(1) 就学前の教育保育環境の整備

- ① 就学前の教育保育施設の整備・充実

重点事業 ○ こども誰でも通園制度の運用【新規】

- ② 就学前教育・保育の質の向上に関する取組の推進

重点事業 ○ 就学前教育保育の拠点施設の取組実施【新規】



(2) 多様な保育サービスの提供

- ① 多様な保育サービスの提供

- ② 放課後児童対策の充実

重点事業 ○ 学校等を活用したこどもの居場所づくり【新規・再掲】

(3) 子育てと仕事の両立の推進

- ① 性別に関わらず誰もが家庭と仕事を両立できる社会づくり

- ② 子育てと仕事が両立できる働き方の促進

- ③ 多様な働き方の支援



基本目標 4 こども・若者の健やかな成長と自立を支援する

(1) 生きる力の育成と社会関係の構築

- ① 教育環境の充実

重点事業 ○ 川西の教育アクションプラン実践事業の充実【新規】

○ 小中学校体育館への空調設備の設置推進【新規】

- ② 多様な文化や価値観の理解と体験・交流の促進

重点事業 ○ 地域の活動スペースの充実



(2) 充実した社会生活を営むことができるようにするための支援

- ① 就労への支援

- ② 文化・スポーツ活動等の活動の応援

重点事業 ○ 文化・スポーツ分野等で頑張るこども・若者の支援実施



(3) こども・若者が安全に安心して暮らせる環境整備

- ① こども・若者の交通安全を確保するための活動の推進

- ② こども・若者を犯罪や災害等の被害から守るための活動の推進

- ③ こども・若者が安心して生活できる環境づくり



基本目標 5

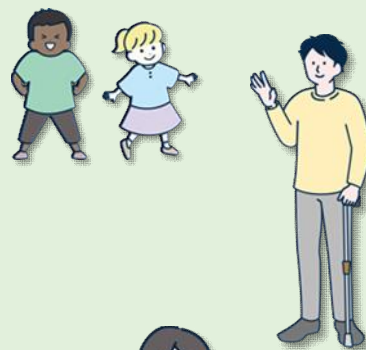
こども・若者の多様性を尊重し、困難を有するこども・若者とその家族を支援する

(1) こども・若者の多様性を尊重し合える社会づくり

- ① セクシュアルマイノリティ、外国にルーツをもつこども・若者への支援
- ② 障がいのあるこどもへの支援
- ③ ひきこもり・不登校などへの支援

重点事業

- 校内サポートルームの拡充
- 多様な学びの機会の拡充【新規・再掲】



(2) 困難を有するこども・若者とその家族の支援

- ① ひとり親家庭への支援
- ② ヤングケアラーへの支援
- ③ 児童虐待防止策の充実

重点事業

- 母子保健と児童福祉の連携強化【再掲】

- ④ 経済的に困難を有するこども・若者とその家族の支援



基本目標 6

こども・若者の権利を守り、意見表明・参加できる機会を保障する

(1) こども・若者が意見表明・参加できる機会の保障

- ① (仮称) こども・若者参加条例の周知

重点事業

- (仮称) こども・若者参加条例の周知【新規】

- ② こども・若者の意見表明・参加の機会の充実

重点事業

- (仮称) こども・若者参加条例を踏まえた事業の実施【新規】



(2) こどもの人権を尊重する社会づくり

- ① こどもの人権学習機会の促進

重点事業

- 人権課題に関する学習機会の充実

(3) こどもたちの相談・支援体制の充実

- ① 子どもの人権オンブズパーソン事業

策定の経緯

令和6年3月に「第6次川西市総合計画」を策定

・施策「子ども・若者」の中に「妊娠・出産・乳幼児支援」「子育て環境整備」「教育保育」「若者支援」を位置付け

同年3月に「川西市教育大綱」を策定

・市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての目標や方針を記載

令和7年3月に「川西市子ども・若者未来計画」の計画期間が終了

「第2期川西市子ども・若者未来計画」を策定

・社会情勢や「こども大綱」の方向性など国の動向を勘案
・こどもの権利の擁護や、こども若者支援施策の充実
・こどもから若者まで、切れ目なく施策を推進

計画の法的根拠 〈下記5法に基づく計画として位置づけます〉

- ◎ こども基本法（第10条第2項）：市町村こども計画
- ◎ 子ども・子育て支援法（第61条）：市町村子ども・子育て支援事業計画
- ◎ 次世代育成支援対策推進法（第8条）：市町村行動計画
- ◎ 子ども・若者育成支援推進法（第9条第2項）：市町村子ども・若者計画
- ◎ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（第10条第2項）：市町村こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画【新規】

計画の位置づけ

「川西市総合計画」を上位計画とし、「川西市地域福祉計画」やその他の関連計画と整合性を保ちながら、施策を総合的・一体的に推進

計画の期間

- 令和7年度から令和11年度までの5年間
- 各年度において、実施状況や実績等について点検・評価を実施
- 計画期間において、必要に応じて計画を見直す

令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
川西市子ども・若者未来計画		第2期川西市子ども・若者未来計画					次期川西市子ども・若者未来計画
				【中間見直し】			

計画の対象者

妊娠前、妊娠期から出産、乳幼児期、学童期、思春期、青年期以降の概ね 39 歳まで

0 歳		6 歳		12 歳		18 歳	39 歳
妊娠前	妊娠期	出産	乳幼児期	学童期	思春期	青年期以降	

※概ねの年齢区分



川西市 こども未来部 こども政策課

〒666-8501 兵庫県川西市中央町 12-1

TEL : 072-740-1246 FAX : 072-740-1339

Mail : kawa0215@city.kawanishi.lg.jp